



9月21日は 認知症の日

認知症は、様々な原因で記憶障害や判断力の低下が起こり、日常生活に支障を来たした状態を言います。認知症と診断された方は、「不安」、「悩み」、できなくなることが増えることの「焦り」といった様々な感情を抱えながら、日々を過ごすことになり、周囲の方々との関係が損なわれることも少なくありません。

しかし認知症になってもできることは沢山あります。できることを継続し(仕事など)、苦手なことをサポートしてもらうことで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるようにしていくことが求められます。

福岡県では全ての県民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を目指し、その一助になるよう認知症の日に合わせて認知症に関する啓発活動を実施していきます。

多くの皆様に、認知症についての理解を深めていただくとともに、認知症について考えるきっかけになればと思っております。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

認知症は団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、国のデータによれば高齢者の8人に1人が発症するといわれており、今後も増加することが見込まれます。

このことから、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年1月に本法律が施行されました。

本法律では、基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本的施策等を定めるとともに、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日（9月21日）や認知症月間（9月1日から9月30日まで）を設けています。

本人・家族の声

「認知症になってもできる事は沢山ある」

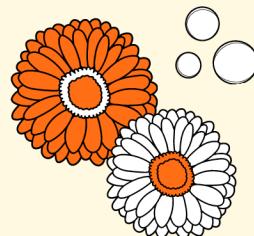
「病気になってもやりたい事やできる事は沢山ある」

「認知症になっても、自分の楽しい時間を過ごす事を諦めないで」

「本人の気持ちを一番に自分で自分の事を選べるように見守る」

「見守る事を大事にしている」

「病気に目を向けず、本人を見よう」



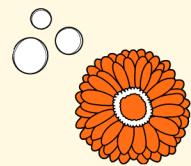
認知症基本法へ寄せる声

「やりたいことをあきらめずにやる街にしたい」

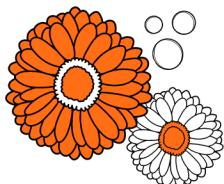
「みんなが気軽に手伝ってくれる街にしたい」

「誰もが笑顔できさくに話かけてくれる街が良いです」

「認知症になったらうちのまちにおいでよと言える街にしたい」



イベントのご案内



福岡県では「認知症の日」に合わせて、県民の皆様へ啓発活動を実施しています。令和6年度は以下の取組を行います。

9.20[金] 認知症当事者による講演会

参加無料



町永俊雄氏
(福祉ジャーナリスト・
元NHKエグゼクティブアナウンサー)



丹野智文氏
(認知症本人希望大使)

福祉ジャーナリストや当事者の立場から基本法に則って、当事者の想いを中心にお話されます。

下記QRコードのチラシよりお申し込みください。席には限りがあり、立見となる場合もございます。ご了承ください。

申し込み用紙



場 所：福岡県庁1階ロビー
(変更の可能性あり)
(福岡市博多区東公園7番7号)
時 間：13:30～16:30

9.17[火] ▶ 9.20[金] オレンジガーデニングプロジェクト

県庁1階ロビーにて、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花や折り鶴等を展示。認知症について学べるパネル展も開催。福岡県若年性認知症サポートセンターによる出張相談も受けます。(初日は11時～、最終日15時まで)



福岡県が設置する認知症介護相談窓口

福岡県では認知症の方及びその家族等が抱える悩みに関する相談に無料で応じ、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。一人で抱え込まないで、まずはお電話ください。

福岡県若年性認知症サポートセンター

福岡県認知症介護相談窓口



福岡県内の認知症(疾患)医療センター

認知症に関する医療相談への対応や、専門的医療の提供を行っています。認知症の方とご家族が診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安を軽減し円滑な日常生活を過ごせるよう相談支援、または当事者同士によるピアカウンセリングも行っています。

認知症(疾患)医療センター一覧



問合せ先：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
TEL：092-643-3250